

遺言書

文例（下書き用・本文は必ず手書きしてください）

※ この用紙は下書き用の文例です。自筆証書遺言は、遺言者がその全文・日付・氏名を自書し、印を押さなければ効力が生じません（民法968条1項）。相続人でない人に財産を渡すときは「相続させる」ではなく「遺贈する」と書きます。

----- ここから下を書き写す -----

遺言者 山田 太郎 は、この遺言書により次のとおり遺言する。

第1条

遺言者は、遺言者名義の次の預金を、孫 山田 健太（2010年11月4日生、住所 ○○市○○町三丁目3番3号）に遺贈する。

(1) ○○銀行○○支店 普通預金 口座番号1234567

第2条

遺言者は、遺言者の有する現金のうち金300万円を、長年にわたり遺言者の療養看護に努めてくれた 鈴木 芳子（1970年2月14日生、住所 ○○市○○町四丁目4番4号）に遺贈する。

第3条

遺言者は、前2条に記載した財産を除く遺言者の一切の財産を、長男 山田 一郎（1988年7月12日生）に相続させる。

第4条

遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 ○○市○○町二丁目2番2号

氏名 山田 一郎（1988年7月12日生）

2 遺言執行者は、第1条及び第2条の遺贈の履行その他この遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有する。

付言事項

長い間、私の生活を支えてくれた方々に、感謝の気持ちを形に残したいと考えました。家族には、この趣旨を理解してもらえればうれしく思います。

年 月 日

遺言者 住所

氏名

印

----- ここまで -----

※ 遺贈の履行は遺言執行者だけが行うことができるため（民法1012条2項）、遺贈を含む遺言では遺言執行者を指定しておく手続きが進めやすくなります。受遺者は、住所・生年月日まで書いて特定します。相続人の遺留分や、相続人以外が受け取る場合の税負担（相続税額の2割加算など）は事前に確認してください。